

五戸町地域防災計画概要版 ～自主防災の手引～



平成30年3月 五戸町

はじめに

地域防災計画とは災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災に必要な体制を確立し、とるべき措置、総合的かつ計画的な業務等を定めた計画です。

地域防災計画は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また被害の軽減、郷土の保全と住民福祉の確保を目的としています。

計画の骨子は以下のとおりです。

1. 防災組織
防災関係機関の組織及び体制等を定める。
2. 災害予防計画
災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、防災関係機関が行う施策、措置等を定める。
3. 災害応急対策計画
災害による被害の拡大や二次災害の防止を図るため、防災関係機関が実施すべき応急的措置等を定める。
4. 災害復旧対策計画
被災した施設や、民生の安定及び社会経済活動への復旧・復興を図るため、防災組織が講じるべき措置等を定める。



五戸町地域防災計画は、風水害等災害対策編と地震災害対策編で構成されており、計画の内容は下表のとおりです。

総則

- ・ 計画の目的、構成
- ・ 町及び防災関係機関等の業務
- ・ 災害の記録、想定

防災組織

- ・ 組織編成及び業務分担

災害予防計画

- ・ 風水害、地震災害等の予防対策
- ・ 防災業務施設の整備
- ・ 避難対策、防災訓練

災害応急対策計画

- ・ 予警報等の情報収集及び伝達
- ・ 被害等の報告

災害復旧対策計画

- ・ 公共施設災害復旧
- ・ 被災者に対する生活保障

その他

- ・ 雪害対策、事故災害対策計画
- ・ 日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

この「五戸町地域防災計画から見る自主防災の手引き」は平成30年3月に修正された計画の一部を抜粋し、まとめたもので、「五戸町地域防災計画（平成30年3月修正）」の全編は町ホームページなどで確認することができます。



災害時等における責務

災害時等においては生命財産の保護こそが最大の責務であり、その責務を担うのは国でも市町村でもなく、住民一人ひとりです。

「自分の命は自分で守る。」「自らの地域は自分たちで守る。」といった自覚を持ち、日ごろから災害に備えることが大切です。

また、行政の責務は、住民一人ひとりが災害時等に的確な行動をとることができるよう、平時から防災についての情報提供や防災教育を実施し、また、災害時等にはいち早く気象情報や災害情報、避難勧告等に関する情報を提供することです。

地域防災計画では、各機関の実施責任として下記のとおり記載されています。（一部省略）

各機関の実施責任

この計画において、町、県及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

避難や避難行動について

ここでは、災害発生時等に最も重要な避難行動等について説明します。

まず、地震や土砂災害など災害の種類は多岐に渡り、また、突然襲ってくるが多いため、とるべき避難行動、避難方法、避難先などについて、あらかじめ想定しておくことが大切です。

避難行動には、大きく分けて次の2つのパターンがあります。

立ち退き避難...その時にいる場所や建物から、別のより安全な場所・建物への移動

屋内安全確保...その時にいる建物内において、より安全な部屋や上階・屋根などへ移動しとどまること

避難行動においては、「立ち退き避難」が原則ですが、その時にいる場所や、タイミング（逃げ遅れ等）などによっては、必ずしも立ち退き避難が安全とは言い切れません。状況に応じて、最も命の助かる可能性が高い行動をとることが大切です。こまめに防災・気象情報等を入手し、早めの避難行動を心がけましょう。

次に避難先についてですが、五戸町では「指定避難所」と「指定緊急避難場所」を指定しています。

指定避難所...大規模災害発生時等において、町の職員等が開設し、被災者が長期間滞在することができる避難所

指定緊急避難場所...災害発生時又は発生するおそれがある場合に、緊急的にいつでも地域住民が避難できる場所・スペース

災害発生時または発生するおそれがある場合には、最寄りの指定緊急避難場所やあらかじめ想定しておいた避難場所へ避難してください。

〈参考〉町長が発令する避難勧告等について

避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none">子ども、高齢者、障害のある者等、移動に時間のかかる者は立ち退き避難するその他の者は、防災気象情報、水位情報等に注意し、避難の準備を整える
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">移動に時間のかかる者以外も含め住民は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する移動が危険な場合は、屋内安全確保を行う
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none">速やかに指定緊急避難場所へ立ち退き避難する移動が危険な場合は、屋内安全確保を行う

指定緊急避難場所(洪水・浸水害)

河川名	地区名	右岸 左岸 の別	施設等名称	有効 面積(m ²)	収容 可能 人員	所在地
五戸川	古川代地区	左岸	儒童寺前	1,226	600	大字倉石又重字古川代34
	宮台地区	左岸	新山神社	1,136	560	大字倉石又重字前平7
	冬名地区	右岸	森冬振興館前	80	40	大字倉石又重字森田3-1
	森田地区	右岸	森冬振興館前	80	40	大字倉石又重字森田3-1
	館町地区	右岸	館町秀山会館前	382	190	大字倉石又重字館町193-1
	鎌水地区	右岸	本田吉徳宅上ミ(畑)	213	100	大字倉石又重字鎗水10
	谷地中地区	左岸	上谷地広場	4,124	2,000	大字倉石又重字上谷地2-1
	北向地区	右岸	北向農村公園	1,290	600	大字倉石又重字北向下モ42-1
	太田・山田地区	左岸	山田平	5,000	2,500	大字倉石又重字下モ平43-2
	浦田地区	左岸	浦田協和館前	728	350	大字倉石中市字浦田14
	中市地区	左岸	倉石コミュニティセンター前	1,800	900	大字倉石中市字上ミ平19-1
			倉石中学校グラウンド	12,300	6,000	大字倉石中市字上ミ平36
			倉石小学校グラウンド	5,600	2,800	大字倉石中市字田茂平40
	石沢地区	右岸	旧石沢小学校グラウンド	10,000	5,000	大字倉石石沢字石沢72
			旧夢の森ハイランド駐車場	3,652	1,800	大字倉石石沢字下雨原平99
			給食センター駐車場	2,741	1,300	字観音堂28-1
	川原町地区	左岸	五戸高等学校グラウンド	23,667	11,500	字根岸6
	下新井田地区	右岸	下新井田自治会館前	201	100	字鍛冶屋窪154
			五戸町役場駐車場	8,260	4,100	字古館21-1
	下新井田・蛭川地区	左岸	旧蛭川小学校グラウンド	10,383	5,100	字熊野林32
	石仏・兎内地区	右岸	脩平盛建運駐車場	517	250	字鮫ノ口18-6
	大森地区・佐野地区の一部	左岸	大森集会所前	210	100	大字切谷内字大森52-52
	佐野地区	右岸	佐野絆会館前	54	20	大字切谷内字淋代2-9
	切谷内地区	右岸	切谷内児童クラブグラウンド	346	170	大字切谷内字切谷内村100-2
	切谷内地区	左岸	プライフーズ(株)五戸加工食品工場駐車場	6,602	3,300	大字切谷内字外ノ沢38-4
	粒ヶ谷地区	左岸	ホクト化学工業(株)	3,900	1,950	大字切谷内字大畑107-96
			(株)スーパーハウス八戸工場	5,000	2,500	大字上市川字三方塚48-63
	菖蒲川地区	右岸	菖蒲川自治館前	1,009	500	大字切谷内字菖蒲川前谷地37-3
			農村環境改善センター駐車場	2,690	1,340	大字上市川字中坪1-1
	上市川上区地区	右岸	デイサービスセンターコスモス駐車場	1,118	550	大字切谷内字外ノ沢37
	上市川中区・下区	右岸	中区公民館前	210	100	大字上市川字神明平2-11
			上市川団地公園	1,200	600	大字上市川字外ノ沢249
北市川地区	左岸	北市川自治会館前	497	240	大字上市川字家ノ後4-1	
池ノ堂・石呑地区	右岸	上市川団地公園	1,200	600	大字上市川字外ノ沢249	
		石呑生活館付近	190	90	大字上市川字鳩岡平66-292	
池ノ堂地区	左岸	(株)アオモリパイル八戸工場	26,000	1,300	大字上市川字大タルミ97-2	
荷軽井地区	左岸	手倉橋農村公園	1,500	750	大字手倉橋字柵ノ木24-1	
荷軽井地区	右岸	高山好美宅付近	—	—	大字手倉橋字鉢森11-2	
手倉橋地区	左岸	手倉橋農村公園	1,500	750	大字手倉橋字柵ノ木24-1	
手倉橋地区	右岸	手倉橋防災行政無線付近	1,000	500	大字手倉橋字南手倉橋4	
北向地区	左岸	JA八戸浅田グリーンセンター	521	260	大字浅水字六角11	
北向地区	右岸	北上強宅付近	—	—	大字浅水字北向33	
浅水上地区	左岸	JA八戸浅田グリーンセンター	521	260	大字浅水字六角11	
浅水上地区	左岸	寶福寺	924	460	大字浅水字浅水42	
浅水下地区	左岸	ルピナス前	736	360	大字浅水字下平35-2	
扇田地区	左岸	扇田住民会館前	582	290	大字倉石中市字浦田14	
豊間内地区	左岸	旧豊間内小学校グラウンド	6,247	3,100	大字豊間内字五ヶ久保1-3	
		豊間内コミュニティセンター駐車場	1,547	750	大字豊間内字豊間内2-1	
豊間内地区	右岸	三浦富男宅下モ(畑)	—	—	大字豊間内字上前田	

※収容可能人数は1人あたり2㎡で算出。

指定緊急避難場所【土砂災害・地震災害】

地区名	施設等名称	有効面積	収容可能人員	所在地	災害別の利用	
					土砂災害	地震災害
上大町・荒町	稲荷神社境内	200	100	字野月2	可	可
上大町・新町・下大町	歴史未来パーク駐車場	2,910	1,450	字館1-1	可	可
下大町の一部・博労町	町立公民館駐車場	1,700	850	字下モ沢向8-2	可	可
下大町の一部・博労町	五戸小学校グラウンド	12,523	6,000	字天満後21	可	可
下大町の一部・博労町	社会福祉センター駐車場	350	170	字鍛冶屋窪上ニ36	可	可
新町	立場公園	1,600	800	字神明後15	可	可
川原町	五戸高校グラウンド	23,667	11,500	字根岸6	可	可
川原町	川原町広場	1,200	600	字川原町36-3	可	可
ひばり野・博労町	五戸中学校グラウンド	16,083	8,000	大字豊間内字地藏平1-276	可	可
ひまわり	団地内西側	—	—	字鍛冶屋窪	可	可
蛭川・石仏・根前・下新井田	旧蛭川小学校グラウンド	10,383	5,100	字熊野林32	可	可
大森・大久木・佐野・切谷内・粒ヶ谷地	切谷内小学校グラウンド	7,832	3,900	大字切谷内字高田川原24-1	可	可
粒ヶ谷地	川崎青果駐車場(株)駐車場	527	260	大字切谷内字粒ヶ谷地5-1	可	可
菖蒲川	菖蒲川自治会館駐車場	943	470	大字切谷内字菖蒲川前谷地37-3	可	可
大久木	大久木農村公園	1,000	500	大字切谷内字大久喜32-2	可	可
菖蒲川・上区・中区・下区	農村環境改善センター駐車場	2,690	1,300	大字上市川字中坪1-1	可	可
菖蒲川・上区・中区・下区	川内中学校グラウンド	15,744	7,800	大字上市川字赤川々原1	可	可
北市川	北市川集会所駐車場	497	240	大字上市川字家ノ後4-1	可	可
中区・下区	上市川小学校グラウンド	7,966	3,900	大字上市川字御兵糧3	可	可
池ノ堂	池ノ堂自治会館駐車場	248	120	大字上市川字畑田12-3	可	可
石呑	石呑生活館駐車場	190	90	大字上市川字鳩岡平66-292	可	可
岩ノ脇・豊間内・志戸岸	旧豊間内小学校グラウンド	6,247	3,100	大字豊間内字五ヶ久保1-3	可	可
岩ノ脇・豊間内・志戸岸	豊間内コミュニティセンター駐車場	1,547	770	大字豊間内字豊間内2-1	可	可
扇田・野沢	扇田住民会館駐車場	6,247	3,100	大字扇田字高屋敷8-1	可	可
野沢・扇田・浅水下	旧南小学校グラウンド	13,919	6,900	大字浅水十海塚35	不可	可
浅水上・浅水下	浅水活性化センター駐車場	243	120	大字浅水字浅水119	不可	可
浅水上・北向・関口	浅田青果市場駐車場	400	200	大字浅水字六角11	可	可
浅水下	下通自治会館前	260	130	大字浅水字下平44-4	可	可
上豊川・下豊川	豊川小学校跡地	300	150	大字浅水字幸神2	可	可
手倉橋・荷軽井	手倉橋農村公園	1,500	750	大字手倉橋字柁ノ木24-1	可	可

地区名	施設等名称	有効面積	収容可能人員	所在地	災害別の利用	
					土砂災害	地震災害
全域	ひばり野公園スポーツ交流センター駐車場・五戸ドーム駐車場	161,406	80,700	大字豊間内字地藏平1-398	可	可
檜沢・鳥沼新田	檜沢・鳥沼新田農村公園	400	200	大字倉石石沢字檜沢35-12	可	可
石沢	旧石沢小学校グラウンド	10,000	5,000	大字倉石石沢字石沢72	可	可
石沢	給食センター駐車場	2,741	1,300	字観音堂28-1	可	可
石沢	石沢地区公民館駐車場	370	180	大字倉石石沢字石沢107	可	可
石沢	旧夢の森ハイランド駐車場	3,652	1,800	大字倉石石沢字下雨原平99	可	可
一ノ坪	高村由蔵宅前	100	50	大字倉石石沢字平山29	可	可
風原平	風原平集会所前	80	40	大字倉石石沢字外山40-2	可	可
清三久保・駒袋	清駒地区開発婦人ホーム前	50	20	大字倉石中市字清三久保7-1	可	可
中市	倉石小学校グラウンド	5,600	2,800	大字倉石中市字田茂平40	可	可
中市	倉石コミュニティセンター駐車場	1,800	900	大字倉石中市字上ミ平19-1	可	可
中市・浦田	倉石中学校グラウンド	12,300	6,150	大字倉石中市字上ミ平36	可	可
中市	倉石スポーツセンター駐車場	7,461	3,700	大字倉石中市字幸神94-1	可	可
中市	五戸町保健福祉センター駐車場	3,875	1,900	大字倉石中市字幸神道前15	可	可
浦田	浦田協和館前	400	200	大字倉石中市字浦田14	可	可
小渡	三戸郡福祉事務組合グラウンド	2,000	1,000	大字倉石石沢字小渡88-2	可	可
向平・松山	向松振興館前	50	20	大字倉石中市字松山5	可	可
大久保	大久保水道揚水場前	50	20	大字倉石中市字大久保平60-89	可	可
横倉	横倉文化センター前	50	20	大字倉石中市字頭久保26-4	可	可
山田・太田	山田平	5,000	2,500	大字倉石又重字下モ平43-2	可	可
北向	北向農村公園	600	300	大字倉石又重字北向下モ42-1	可	可
沼沢	沼沢集会所前	500	250	大字倉石又重字滝ノ上100	不可	可
谷地中	谷地中文化センター	47	20	大字倉石又重字太田35-5	可	可
鎗水	本田良徳宅上ミ(畑)	200	100	大字倉石又重字鎗水10	可	可
館町	小笠原義高宅前	200	100	大字倉石又重字館町109-1	可	可
館町	館町秀山会館	382	190	大字倉石又重字館町193-1	可	可
宮台	新山神社	1,360	680	大字倉石又重字前平7	可	可
宮台	旧又重小学校グラウンド	9,600	4,800	大字倉石又重字上川原110-1	不可	可
古川代	しらかば前	255	120	大字倉石又重字古川代10-1	可	可
古川代	古川代農村公園	400	200	大字倉石又重字古川代69	不可	可
森田	森山進下モ(畑)	200	100	大字倉石又重字森田59-1	可	可
冬名	冬名集落入口交差(道路)	80	40	大字倉石又重字森ノ上ミ	可	可
平成	佐々木芳弥宅前(畑)	200	100	大字倉石又重字中崎24	可	可

※収容可能人数は1人あたり2㎡で算出。

指定避難場所

地区名	施設名	有効面積	収容可能人員	所在地	災害別の利用			給水・炊飯施設の有無	
					地震	浸水	土砂	給水	炊飯
全域	五戸ドーム	RC 3,522	820	大字豊間内字地藏平1-398	○	○	○	有	無
町内	五戸小学校	RC 2,561	590	字天満後22-1	○	○	○	有	有
町内	町立図書館	RC 2,826	650	字館1-1	○	○	○	有	無
町内	町立公民館 (体育センター含む)	815	190	字下モ沢向8-2	○	○	○	有	有
川原町	五戸高等学校	RC 3,220	750	字根岸6	○	○	○	有	有
ひばり野	五戸中学校	RC 3,445	800	大字豊間内字地藏平1-276	○	○	○	有	有
川内地区	川内中学校	RC 1,361	310	大字上市川字赤川々原1	○	×	○	有	有
川内地区	農村環境改善センター	S 1,006	230	大字上市川字中坪1-1	○	○	○	有	有
切谷内地区	切谷内小学校	RC 822	190	大字切谷内字高田川原24-1	○	×	○	有	有
上市川地区	上市川小学校	RC 863	200	大字上市川字御兵糧3	○	×	○	有	有
豊間内・扇田地区	豊間内地区 コミュニティセンター	655	150	大字豊間内字豊間内2-1	○	○	○	有	有
浅水・扇田地区	浅水活性化センター	764	170	大字浅水字浅水119	○	×	×	有	有
倉石地区	倉石コミュニティセンター	RC 1,972	460	大字倉石中市字上ミ平20-4	○	○	○	有	有
倉石地区	倉石スポーツセンター	S 1,870	430	大字倉石中市字幸神94-1	○	○	○	有	有
倉石石沢	石沢駒踊伝承館	S 515	120	大字倉石石沢字石沢72-1	○	○	○	有	有
倉石中市	倉石小学校	S 823	190	大字倉石中市字田茂平40	○	○	○	有	有
倉石中市	倉石中学校	S 1,155	260	大字倉石中市字上ミ平36	○	○	○	有	有
倉石石沢・中市	三戸郡福祉・事務組合施設	RC 334	70	大字倉石中市字小渡88-2	○	○	○	有	有
倉石又重	倉石温泉	S 699	160	大字倉石又重字上川原150	○	×	×	有	有

※収容可能人数は、面積の70%を一人あたり3㎡で算出。
 ※学校施設等は体育館のみで面積・収容可能人員を算出。

自主防災組織の必要性

過去の大規模災害において、命の助かった人、救助された人の多くは、自衛隊や消防・警察等による「公助」ではなく、近隣の地域住民等の「自助・共助」によるものであるといわれています。行方不明者等の生存可能性は3日（72時間）を経過すると大きく低下するといわれていますが、災害発生後、大規模な救助部隊である公助が活動を開始できるまでには時間がかかります。そこで、自主防災組織といったような、地域住民による救助が重要となってきます。また、そういった状況下で効果的な活動を実施するためには、日ごろからの防災・減災に対する備えや、訓練が必要です。

地域防災計画には、自主防災組織について下記のとおり記載されています。（一部省略）

自主防災組織等の確立

大規模な災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されたりするような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

4 自主防災組織の防災活動の推進

(1) 自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

ア 平時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 活動地域内の災害危険の把握
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材の備蓄及び管理
- (カ) 要配慮者の把握
- (キ) 地区防災計画の作成

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火活動
- (イ) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示(緊急)等の伝達、避難誘導
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 避難所の開設・運営
- (カ) 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

<参考>五戸町の自主防災組織一覧

名称	所在地	隊員数	設立年月日
五戸町女性消防クラブ	字下モ沢向8-1	45	昭和52年7月1日
ひばり野女性消防クラブ	字苗代沢3-366	5	昭和52年7月1日
蛭川女性消防クラブ	字蛭川村30	21	昭和52年7月1日
豊間内女性消防クラブ	大字豊間内字五ヶ久保46-1	30	昭和52年7月1日
扇田女性消防クラブ	大字扇田字扇田89	9	昭和52年7月1日
浅水女性消防クラブ	大字浅水字浅水118	24	昭和52年7月1日
中市女性消防クラブ	大字倉石中市字森ノ下16-1	21	昭和54年7月18日
一ノ坪自主防火隊	大字倉石石沢字一ノ坪18	14	昭和63年4月1日
横倉自主防火隊	大字倉石中市字横倉26-1	7	昭和62年1月24日
沼沢自主防火隊	大字倉石又重字滝ノ上94-1	14	昭和62年2月2日
森冬自主防火隊	大字倉石又重字森田59-1	30	昭和62年7月5日
特養施設救助隊	—	10	—
中市地区災害協力救助隊	大字倉石中市字田茂平64	18	平成17年4月1日
上豊川自主防災会	大字浅水字上豊川沢30-7	34	平成26年7月13日



防災・気象情報について

町長から発表される避難勧告等や災害情報を待つのではなく、住民一人ひとりが自ら防災・気象情報等を収集し、避難行動等の判断材料とすることが大切です。そこで、気象情報等について、地域防災計画の一部を掲載します。

(1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

ア 気象予報・警報等の発表

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 特別警報・警報・注意報

a 特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

特別警報・・・予想される現象が特に異常であるため、暴風、暴風雪、大雨、大雪等、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警報・・・暴風、暴風雪、大雨、大雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報・・・強風、風雪、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(イ) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報等に先立って警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、雷、乾燥、低温高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂等の情報がある。

b 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報又は大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨(1時間に90mm以上)を地上の雨量計により観測又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 水位到達情報の周知及び伝達

ア 水位到達情報の周知

県は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき又は、避難判断水位を下回ったときは町(水防管理者)に通知するとともに報道機関の協力を得て住民に周知する。

(3) 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨特別警報又は大雨警報を公表している中で大雨によって土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、青森県土砂災害警戒情報を共同で発表する。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。(※ただし、鶴田町及び板柳町は発表対象から除く。)

イ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生後の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(ア) 発表

大雨警報発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した監視基準に達した場合

(イ) 解除

実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときや無降雨状態が長時間続いている場合

(4) 地震に関する情報の発表

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。

ア 地震情報の種類その内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

イ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・月間地震概況及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

ウ 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報等の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報に用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

(注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、発表した緊急地震速報を、日本放送協会に通知する。日本放送協会は、通知された緊急地震速報をテレビ、ラジオで放送する。また、町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由で入手した緊急地震速報を町の防災無線等を通して住民に伝達する。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
公民館やスーパー等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下から退避する。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 建物の壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。 丈夫な建物であれば建物の中に避難する。
車の運転中	後続車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点滅するなどして、周りの車に注意を促した後、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

また、土砂災害については、予測することが非常に難しく突発的に発生することが多いため、普段から土砂災害ハザードマップなどにより危険箇所を把握しておき、以下のような前兆が確認された場合には、速やかに適切な避難行動をとってください。

(1) 土石流(山津波)危険渓流

- ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ 渓流の流水が急激に濁りだしたり流木等が混ざっているとき
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めるとき
(上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある)
- エ 降雨量が減少しているにもかかわらず渓流の水位が低下しないとき
- オ 渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石等が起こり始めそうなとき

(2) 地すべり危険箇所

- ア 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

(3) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)危険箇所

- ア 斜面から急に水が湧き出したとき
- イ 小石がパラパラ落ち始めたとき

(4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地

- ア 立木の倒れる音がするとき
- イ 山腹に亀裂が生じたとき
- ウ 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき
- エ 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき



平時～災害時の住民のとりべき措置について

災害時等において、人的被害を軽減する方策として、住民の防災意識の高揚、避難行動が最も基本となることを踏まえ、住民や自主防災組織等がとりべき措置については以下のとおり記載します。（地域防災計画より抜粋）

住民のとりべき措置に関すること

a 家庭においてとりべき次の措置

（平時）

- ・家庭における各自の役割分担
- ・災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
- ・家具等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・3日分の食料、水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
- ・指定避難所、避難路等の確認
- ・指定避難所における行動、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告の発令時にとるべき行動
- ・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家での予防・安全対策

（災害時）

- ・身の安全の確保
- ・テレビ（ワンセグメントを含む）、ラジオ、インターネット、町役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・津波警報等の発表時にとるべき行動
- ・車両や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・炊き出しや救援物資の配分への協力
- ・その他



b 職場においてとるべき次の措置

(平時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ(ワンセグメント放送を含む)、ラジオ、インターネット、町役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・車両による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・職場同士の相互協力
- ・その他



防災気象情報等の伝達方法・入手先

町では、避難勧告等や災害情報等を以下の手段を用いて、地域住民に伝達します。

- ・五戸町防災行政無線
- ・五戸町ホームページ
- ・五戸町ケーブルテレビ（五戸チャンネル）
- ・ほっとスルメール（登録制メール）（アプリ版あり）
- ・緊急速報メール（ドコモ・au・ソフトバンク）
- ・広報車 等

また、上記以外でも防災・気象情報等入手することができます。入手先等は以下のとおりです。

- ・青森県防災ホームページ
- ・気象庁ホームページ
- ・青森地方気象台ホームページ
- ・五戸町防災行政無線電話応答システム（TEL0178-61-1106）
※放送された内容の確認ができます。
- ・八戸消防本部情報案内（TEL0180-991-888）
※火災情報等の確認ができます。
- ・ほか、各種気象関係等のホームページ

